

現行	改正案	備考								
<p><b>1 旅館業の営業の許可</b> (中略)</p> <p><b>【審査基準】</b> (中略)</p> <p>○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項</p> <p>5 旅館業の施設の構造設備の基準（条例別表第2から別表第4まで）</p> <p>次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 (旅館業法施行令第1条第1項第2号、旅館業法施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)</td> <td> <p>((1)省略)</p> <p>(2) 「宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し」とは、宿泊しようとする者の確認を適切に行つた上で、その者との間で鍵の受渡しを行うことをいう。</p> <p>(3) (1)及び(2)にいう宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、次の設備が設けられていること。</p> <p><u>ア</u> 宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の本人確認書類の鮮明な画像を含む）を取得する設備</p> <p><u>イ</u> <u>ア</u>により取得した宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の本人確認書類の鮮明な画像を含む）を確認する設備 (新設)</p> </td></tr> </tbody> </table>	(略)		宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 (旅館業法施行令第1条第1項第2号、旅館業法施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)	<p>((1)省略)</p> <p>(2) 「宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し」とは、宿泊しようとする者の確認を適切に行つた上で、その者との間で鍵の受渡しを行うことをいう。</p> <p>(3) (1)及び(2)にいう宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、次の設備が設けられていること。</p> <p><u>ア</u> 宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の本人確認書類の鮮明な画像を含む）を取得する設備</p> <p><u>イ</u> <u>ア</u>により取得した宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の本人確認書類の鮮明な画像を含む）を確認する設備 (新設)</p>	<p><b>1 旅館業の営業の許可</b> (中略)</p> <p><b>【審査基準】</b> (中略)</p> <p>○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項</p> <p>5 旅館業の施設の構造設備の基準（条例別表第2から別表第4まで）</p> <p>次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 (旅館業法施行令第1条第1項第2号、旅館業法施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)</td> <td> <p>((1)省略)</p> <p>(2) 「宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し」とは、宿泊しようとする者の確認を適切に行つた上で、その者との間で鍵の受渡し又は開錠方法の交付を行うことをいう。</p> <p>(3) (1)及び(2)にいう宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、次の<u>ア又はイ</u>のいずれかの設備が設けられていること。</p> <p><u>ア</u> ビデオカメラ等で従業員による本人確認を行う場合</p> <p><u>ア</u> 宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の鮮明な画像を含む）を取得する設備</p> <p><u>イ</u> <u>ア</u>により取得した宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の鮮明な画像を含む）を確認する設備</p> <p><u>イ</u> ICT機器等を通じた情報の照合による本人確認を行う場合</p> </td></tr> </tbody> </table>	(略)		宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 (旅館業法施行令第1条第1項第2号、旅館業法施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)	<p>((1)省略)</p> <p>(2) 「宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し」とは、宿泊しようとする者の確認を適切に行つた上で、その者との間で鍵の受渡し又は開錠方法の交付を行うことをいう。</p> <p>(3) (1)及び(2)にいう宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、次の<u>ア又はイ</u>のいずれかの設備が設けられていること。</p> <p><u>ア</u> ビデオカメラ等で従業員による本人確認を行う場合</p> <p><u>ア</u> 宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の鮮明な画像を含む）を取得する設備</p> <p><u>イ</u> <u>ア</u>により取得した宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の鮮明な画像を含む）を確認する設備</p> <p><u>イ</u> ICT機器等を通じた情報の照合による本人確認を行う場合</p>	<p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>号ずれ</p> <p>号ずれ</p> <p>衛生等管理要領改正による改正</p>
(略)										
宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 (旅館業法施行令第1条第1項第2号、旅館業法施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)	<p>((1)省略)</p> <p>(2) 「宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し」とは、宿泊しようとする者の確認を適切に行つた上で、その者との間で鍵の受渡しを行うことをいう。</p> <p>(3) (1)及び(2)にいう宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、次の設備が設けられていること。</p> <p><u>ア</u> 宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の本人確認書類の鮮明な画像を含む）を取得する設備</p> <p><u>イ</u> <u>ア</u>により取得した宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の本人確認書類の鮮明な画像を含む）を確認する設備 (新設)</p>									
(略)										
宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 (旅館業法施行令第1条第1項第2号、旅館業法施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)	<p>((1)省略)</p> <p>(2) 「宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し」とは、宿泊しようとする者の確認を適切に行つた上で、その者との間で鍵の受渡し又は開錠方法の交付を行うことをいう。</p> <p>(3) (1)及び(2)にいう宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、次の<u>ア又はイ</u>のいずれかの設備が設けられていること。</p> <p><u>ア</u> ビデオカメラ等で従業員による本人確認を行う場合</p> <p><u>ア</u> 宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の鮮明な画像を含む）を取得する設備</p> <p><u>イ</u> <u>ア</u>により取得した宿泊しようとする者の情報（顔、旅券等の鮮明な画像を含む）を確認する設備</p> <p><u>イ</u> ICT機器等を通じた情報の照合による本人確認を行う場合</p>									

(4) 「宿泊者以外の者の出入りの状況の確認」とは、施設の入口に設置したビデオカメラ等により、宿泊者本人又はその他の者を常時鮮明な画像で判別することにより、宿泊者以外の者の出入りの状況を確認することをいう。

(新設)

(ア) 営業者と宿泊しようとする者が氏名、住所、連絡先等（以下「本人確認情報」という。）及び営業者の発行する二次元コードや暗証番号等（以下「事前共有情報」という。）を事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設のICT機器等に示した事前共有情報及び本人確認情報と、営業者の保有する事前共有情報及び本人確認情報を照合することができる設備

(イ) 本人確認の状況について、宿泊しようとする者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画する設備

(ウ) 宿泊しようとする者が機器等の操作について問合せできる体制及び設備

(4) 「宿泊者以外の者の出入りの状況の確認」とは、次のア又はイのいずれかの方法をいう。

ア 従事者が常時確認する方法

施設の入口に設置したビデオカメラ等により、宿泊者本人又はその他の者を常時鮮明な画像で判別することにより、宿泊者以外の者の出入りの状況を確認すること。

イ 録画した画像を確認する方法

本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域（客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域をいう。以下同じ。）に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが

文言整理

文言整理

衛生等管理要領  
改正による改正

	<p>(5) 「事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備」とは、事故が発生したときその他の宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制及び設備が確保されていることをいう。</p> <p>(6) (3)の設備又は(4)の画像を確認する設備を当該旅館業施設以外の場所に設置する場合は、その設置場所は、当該旅館業施設の敷地境界線から直線距離で 1,100 メートル以内の当該旅館業営業者が管理する事務所等にある、区画された場所であること。</p>
(略)	(略)

(6 及び 7 省略)

【申請書類】

(中略)

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

(8 省略)

9 旅館業営業許可申請書の添付書類（細則第 2 条第 2 項）

(略)

(略)

政令第 1 条第 1 項第 2 号に規定する宿泊	次のとおりとする。 ((1)ア及びイ省略) (新設)
--------------------------	----------------------------------

	<p><u>設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像を確認すること。</u></p> <p>(5) 「事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備」とは、事故が発生したとき、<u>宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるとき</u>その他の宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制及び設備が確保されていることをいう。</p> <p>(6) (3)の設備又は(4)の画像を確認する設備を当該宿泊の用に供する施設以外の場所に設置する場合は、その設置場所は、当該宿泊の用に供する施設の敷地境界線から直線距離で 1,100 メートル以内の当該旅館業営業者が管理する事務所等にある、区画された場所であること。</p>
(略)	(略)

(6 及び 7 省略)

【申請書類】

(中略)

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

(8 省略)

9 旅館業営業許可申請書の添付書類（細則第 2 条第 2 項）

(略)

(略)

政令第 1 条第 1 項第 2 号に規定する宿泊	次のとおりとする。 ((1)ア及びイ省略) ウ ICT 機器を通じた情報の照合による本人確認
--------------------------	--

衛生等管理要領  
改正による改正

文言整理

衛生等管理要領

<p>しようとする者の確認を適切に行うための設備又は条例別表第3第3項第1号ただし書に規定する設備を設置する場合の書類 (第8号)</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備の内容を記載した書類及び当該設備の設置場所を示した図面</p> <p>ア 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備の内容を記載した書類</p> <p>宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を行うための設備及び当該設備の運用方法を説明した書類並びに使用機器の仕様書等。</p> <p>イ 設備の設置場所を示した図面</p> <p>旅館業施設内の当該設備の設置場所を示した平面図及び設置状況が分かる詳細図。</p> <p>ただし、「旅館業の施設の各階平面図」と兼用できる場合は、省略して差し支えない。</p>	<p>しようとする者の確認を適切に行うための設備又は条例別表第3第3項第1号ただし書に規定する設備を設置する場合の書類 (第8号)</p>	<p><u>を行う場合の書類</u></p> <p>ア及びイのほか、本人確認用ICT機器の操作について問合せできる設備の内容及び対応方法等を記載した書類、仕様書等。</p> <p>(2) 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備に係る書類</p> <p>ア 従事者が常時確認する場合</p> <p>(ア) 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備の内容を記載した書類</p> <p>宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を行うための設備及び当該設備の運用方法を説明した書類並びに使用機器の仕様書等。</p> <p>(イ) 設備の設置場所を示した図面</p> <p>当該設備の設置場所を示した平面図及び設置状況が分かる詳細図。</p> <p>ただし、「旅館業の施設の各階平面図」と兼用できる場合は、省略して差し支えない。</p> <p>イ 録画した画像を確認する場合</p> <p>(ア) 宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況の録画を可能とする設備の内容を記載した書類</p> <p>宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況の録画を行うための設備及び録画した画像の確認方法を含む当該設備の運用方法を説明した書類並びに使用機器の仕様書等。</p> <p>(イ) ビデオカメラ等録画を可能とする設備の設置場所を示した図面</p> <p>当該設備の設置場所を示した平面図及び</p>	<p>改正による改正</p> <p>文言整理 文言整理 号ずれ 号ずれ 衛生等管理要領 改正による改正</p>
---	---	---	---	---

	(3)省略)
	(略)

(中略)

【申請される方の参考となる事項】

(中略)

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

3 衛生措置等の基準（条例別表第1）

次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

宿泊しようとする者との面接 (別表第1第1項)	鍵の授受、宿泊者名簿の記載、又は料金の受渡し等を行い、 <u>法第5条第1項の宿泊拒否事由にあたらないかを宿泊前に直接対面し、確認すること。</u>
玄関帳場を設けない施設において宿泊しようとする者の確認を適切に行うことができる場合 (別表第1第1項)	宿泊者名簿の正確な記載を行うとともに、宿泊しようとする者の顔、旅券等の本人確認書類を宿泊前に確認し、 <u>法第5条第1項の宿泊拒否事由にあたらないことについても確認すること。</u>  宿泊しようとする者の確認を適切に行なう上で、客室の鍵の受渡しを行うこと。  また、当該施設の入口に設置したビデオカメラ等により、宿泊者以外の者の出入りの確認を同時に行うこと。
(略)	(以下省略)

	設置状況が分かる詳細図。 ただし、「旅館業の施設の各階平面図」と兼用できる場合は、省略して差し支えない。
	(3)省略)

(略)

(中略)

【申請される方の参考となる事項】

(中略)

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

3 衛生措置等の基準（条例別表第1）

次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

宿泊しようとする者との面接 (別表第1第1項)	宿泊前に直接対面し、鍵の授受、宿泊者名簿の記載、又は料金の受渡し等を行うこと。
玄関帳場を設けない施設において宿泊しようとする者の確認を適切に行なうことができる場合 (別表第1第1項)	宿泊者名簿の正確な記載を行うとともに、宿泊しようとする者の顔、旅券等を確認すること。  宿泊しようとする者の確認を適切に行なう上で、客室の鍵の受渡しを行うこと。  また、当該施設に設置したビデオカメラ等により、宿泊者以外の者の出入りの確認を行うこと。  <u>なお、本人確認の状況や出入りの状況を録画により確認する場合は、当該画像をおおむね1か月保存し、必要時に確認すること。</u>
(略)	(以下省略)

文言整理

衛生等管理要領  
改正による改  
正、文言整理